

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 令和6年3月6日(水)
14時15分開会 15時24分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中河つる子 副委員長：田村幸紀
委 員：只野敏彦、鈴木孝寿、中島里司、深沼達生
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎、
- 5 説明員 商工観光課長：前田 真、同課長補佐：藤田晴紀
- 6 議 件
(1) 付託条例の審査について
(2) 所管事務調査の申し出について
(3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会 14 : 15】

(1) 付託条例の審査について

委員長（中河つる子）：只今より総務産業常任委員会を開催する。1番として付託条例の審査についてである。議案第10号、清水町中小企業・小規模企業振興基本条例の制定についてである。付託された新設条例を審査するため、あらかじめ説明員、商工観光課長および補佐兼商工観光係長の出席を要求している。よろしく願います。

商工観光課長（前田 真）：商工観光課長の前田である、同席するのが課長補佐兼観光係長の藤田である、よろしく願います。ここから着座にて説明させていただく。先ほど議場で説明して、資料も議案の説明資料で配布しているので、特に説明することがなかったけれども、委員会ということでより深い議論をしたいということで、お手元に清水町中小企業・小規模企業振興方策という粗々の事務局案のさらに案ぐらいのものであるが、イメージを持っていただきたくて、私どもの方で作成してきた。先ほど鈴木議員の方から質問があったけれども、10町村がすでに制定をしているということもあって、清水町の独自の部分はないのかというご質問にも共通する説明になると思う。条例の第10条に中小企業と振興方策という表現をとって、町は中小企業等の振興を図るための具体的な方策を策定するものとするというのがある。こちらが他の自治体とやや離れているところがあって、町によっては総合計画のようなものすごい計画を作るところもあれば、私どもが今配布しているような方策というアクションプランに近いものを策定して、それを毎年度商工会等と打ち合わせしながら商工振興事業を系統立てるという事をするようになる。それで、清水町は方策の方を選んだ。参考にしたのは真狩村の小規模企業振興方策というのが一番最後のページについていると思う。これから条例が可決された後にこういったものを具体として作っていきたいと思っている。基本的施策というものが第8条に掲載されている。経営の安定から資金調達の円滑化までであるけれども、そこに清水町の細かな事務事業というのがどう位置づけられて、最終的にどういった効果があって清水町が豊かになるのかということを経年話し合うための方策というものがあって、それを系統立てたものが一番上に書いてある青い資料だと思っていただいて、それぞれ今商工観光課がやっている事業がある。例えば商品券事業だとか、新年度から実施しようと思っているビジョンマップ事業だとか、あるいは企業のスタートアップ支援事業というものが、これからは中小企業・小規模企業のこの振興方策に基づいて、基本理念から外れない事業であれば、これから町はできるだけ予算を措置して実施をするという系統になっている。議場でも説明したとおり理念条例であるので、この理念条例があったからといって全て商工会あるいは商工事業者の希望どおりに予算がつくというものではないが、こういった基本理念に基づいて、系統立てて清水町の商工振興を行っていかうという理念条例だということをご理解いただければと思う。先ほど議場で説明したことに追加して私の方から説明させていた

だくのは以上とさせていただきます。

委員長：説明に対する質疑を行う。

鈴木委員：先ほど質問したとおり5条の3、例えば中小企業者等は、経営の安定及び地域経済の発展のため、活動に協力するよう努めるものとする、括弧して商工会への加入等によりそのまでを削除した方がいいのではないかと言ったらどうなるか。なんか商工会の加入が全てなのかという疑問が一つと、例えば7条の町民はから始まって、地域経済の活性化に資する役割を果たしていることを理解し協力するよう努めるものとする、というように、中小企業等の健全な発展にを例えば削除すると、例えば協力という言葉を入れると町民のやることってこういうことなんだというのはわかるけれども、これだけうがった見方とさっきも言ったけれども、町が中小企業のことをやっているのに町民はしっかりとわかれよ、協力するの当たり前だというようなすごく高圧的に感じてしまうので、そうではないのだろうけれども、この部分一部修正することは可能なかどうかというのを伺いたいと思う。

商工観光課長：全員協議会の時にも説明申し上げたけれども、もともとこの手の条例を作りたいと頼んでくるのは、商工会をはじめとする商工団体である、どこの自治体も、それで町民が作ってくれと言って、そこが出発点ではないというのもあって、どうしても商工会にとってみると商工会をとおして商工振興したいと、そのために商工会があるということと商工会の存在意義等も含めて商工会の加入の促進というものをうたってほしいという願いはある。だからこれを除くということは担当としては考えていない。それどころかできるだけ清水町の中小企業者というのは、商工会の加入というのに協力してくれないだろうかという話を担当課としても促していきたいと思っているのがこの第5条の3である。これは秘められた思いとすると、イベントの担い手とか、あるいは消防団活動だとか、自分の商売だけではなくて商工会というものに属している会員がたくさんいる中で、まちづくりが行われているということもあるので、商売を自由闊達にやってもらおうということだけ考えるとこの一文は除いてもいいけれども、やっぱり経営指導員も始め、商工会に加入していただいて町全体の発展を共に願うということでまず商工会の加入というのは担当としては入れて欲しいし、これは商工会からの要望なので入れていただきたいというのがまず1点目である。それから健全な発展に関しても、なかなか難しいところで、先ほども休み時間にお話ししてしまったけれども、町民の理解というところであるけれども、確かに鈴木議員から質問あったとおり、消費者というのは自分の自由で物を購入する、帯広の電気屋さんの方が安ければ電気屋さんで買うし、それを役場が止めるという事はできないと思っている。ただ皆さんの税金が商工振興に使われているということは、町民総意で理解していただきたいというのが私共担当課の考えである。商品券にコロナの最中もものすごく予算を割いた。他にも中小企業近代化資金だとかここ何年間かものすごい金額の予算というのを商工振興に割いた、それは商工会、商工会員を助けるためだけではなくて、結果商工会員を助けることが商業の持続にもなり、消費者にとっても長い目で見ると清水町の発展につながるということで、できれば町民もそういった予算措置だとか、あるいは商工 事業者に予算を割くということに理解をしていただきたいという思いからこういった表現にしたところである。分かりにくいかもしれないけれども、思いはそういった思い

を込めて作っている条例であるし、先ほど申し上げたとおり、ほとんどの自治体がこういった表現をして、努める、あくまでも努力義務のような感じになっているけれども、こういった書き方をしているのです、削除ということは担当課としては考えずに、できればこの表現でご理解をいただきたいと考えているところである。

鈴木委員：5条の3については私商工会入っているのです、入っている人間が入れなくていいと言うのは変な話だけれども、町民だって、商品券事業にしたって町の事業者を考えていないということはないと思う。これをあえてつけるという事は役場としては町民を信用していないということにつながると思う。そう思われなくするために文言はもう一度整理した方がいいのではないかと思ったりするけれども、どうしてもこれでいきたいと言うのであれば私はこれでいいけれども、要は今の説明から言うと、町民理解してないというようにしか聞こえなかったのです、できれば少し文言整理した方がいいような気がする。でも行きたいというのであればあえてこれ以上反対する理由もないので、出した以上直せないのだろう現実的には、直せない事もないけれども、でも多分今度説明する時はそういう説明ではなく、より協力して理解していただけるようにこの条例を作りましたと言ってくれた方がいいし、今の説明だとこれだけやっているのに町民はわからないの、ちゃんと理解しなさいというようにもとられてしまうので、残念だけれどもその部分だけ、考え方については信用はしているけれども、文言だけ整理させてくださいということでこういう文言になりましたというような今後説明をしていただければ、こんな質問するのは13人中私しかいないので、大丈夫だと思うけれども、一応直すことができないのであればこれはこれで結構だけれども、私が言うのはなぜかという、私の言ったことも議事録に残したいし、こういうやりとりもあつたけれど町民の方には理解して欲しいという意味合いで発言させていただいておりますので、ご理解いただきたいと思う。これでいかせてくださいと言うのであればこれで私はいい。ただ、そういう意見もあるということで、今後説明は町民目線をお願いしたいと思う。

商工観光課長：先に結論から言うとこの表現で今回の条例はご理解いただきたいと思っている。今言ったような表現の方法については、私ども商工観光課だけではなくて庁内に組織する法規審査委員会という文言も含めてこういった表現が条例として適切かということや他町村の事例等も調べながらここに行き着いたという経過もある。今鈴木議員がおっしゃっている信用してないということだけではないということは私の説明が至らなくてそう思わせただけであれば私の能力不足ですけれども、決してそういったつもりではなくて、思うところは鈴木議員と一緒にあるので、もしご理解いただけるのであれば、文言等は修正せず私の説明が至らなかったというご理解をしていただければと思う。

中島委員：この条例が可決されて、実はこの書類見て、真狩村、正直言って頭見ないで下の方ばかり見ていたけれども、こういう計画を持ってこういう条例考えたんだと思ってみたら、真狩村のやつそのまま持ってきている、いい悪い言っているのではない、私日頃他の件もそうだが計画性がなさすぎる、こういうの出てきた時にこれが可決したことによってどういうようなことを、まずどういうことから取り組みたいとか、そういう計画性というのは本来は私はあつてしかるべきだ、というのは範囲広くない、まちづくりという大きな広さは他のことも変わらないけれども、まず

商工業者という限られた枠の中でその振興発展を助長というか、その辺は否定するものではないけれども、さすがだなと見たら真狩村と書いてある、私は日頃言っている計画性を、こういう計画をして考えて取り組んでいきたい、表だけ見たら補助する支援する、なんか全部金絡んでいる、町の金が、これは逆に言うと条例で書いてあるのだから要求しても当然、出してもらっても当然という、なんかそういうように取れないわけでもない。だけどころこういう計画あったら範囲決めて成長していくのだなど、そういう姿が見えるけれども、何かそういう部分ではそこまで時間なかったと言われたらそれまでだけれども、本来はそこまで出してもらって是非この条例を通過させる、そして今課長が色々述べておられるような町、商工会になればという思いがするけれども、そこまで時間的に無理だったか。

商工振興課長：今私は案の案ぐらいだと本当の素案のイメージをつかんで欲しくてこの青い図を出した。それで最終的には今中島議員がおっしゃっていたような真狩村をたまたま参考で見せているけれども、これぐらいまではこの内容というのは高めたいと思っている。今これがあるかと言ったらない。それで私なんか多分一番怒られているのかもしれないけれど、よく中島議員からも今の事業の位置付けがよくわからないとか、計画性がないというご指摘を受けて都度反省していることもある。これから商工振興にかかる事業に関しては、今中島議員がおっしゃったように全てこの基本理念と基本施策に基づいて事業を実施する、それで毎年度その成果や課題等を把握してまた翌年度の事業に反映させるということを繰り返す、いわゆるアクションプランというものの代わりにこの振興方策というのをより具体的にしていきたいと思っている。ご指摘の件はもっともで、本来でいけばこういったものがあって役場というのは予算を作ったり、新規事業というのを皆さんに説明したりしなければいけないものが、なかなかこういった系統立てた形にならず、一番大きな総合計画に基づいて事業を実施しているという説明に終始していたということもあり、今回はこの条例で基本的な施策というものを5点に分けて、今後はこの真狩村のような形で主な課題や展開の方向性や具体的な施策というものを定めてまいりたいと考えている。

中島委員：条例の審査だから、これをステップにしてやはりより発展を、何でも支援してということにはならないというように思っている。町の計画商工会と協議して計画をきちんとして、それを町民なり議員に清水の商工会はこのように向かっていると、そして広げていって町づくりに寄与できるのだと、そういうものを感じ取れるような計画というか、そういうものがあればすごく分かりやすい、まして条例というのは町民に説明してもわからない、私もわからない、町民を軽視しているわけではなく条例というのは非常に理解しづらい普通は、それからいくと今言ったようなことをやってくれば説明しやすい、決して悪いということをやっているのではなくて、より理解しやすい、そしてこれははっきり言って計画書はある程度もったら、担当者変わっても継続しなくてはならなくなるわけで、ある程度は確認して、担当者変わったんで何もなかったら極端なこと言えば課長変わったら課長の考え方で変えることは可能であろう、だから私言うのはそういう時に方針がぶれないようなためにもぜひ引継ぎで計画的なものを持っていてくれたら次につながっていくのでは、続くように考えてということである。

商工観光課長：先程の鈴木議員の質問にも共通すると思うけれども、今中島議員がご指摘したのもごもっともで、こういったものを町民に分かりやすく知らしめることで、町民へ指針を知らしめることでより一層商工振興にかける予算、税金だとかということも理解が深まるというご指摘まさにそのとおりだと思っている。今後でもできるだけ分かりやすい形で一般の町民にも清水町の商工振興のあらましということを伝えていきたいと思っている。それからもう一つ、方針についてである、まさに中島議員がおっしゃっていたことを商工会から同じように言われた。商工振興の予算に関わっては、たまたま今回はコロナ関係で今の町長それから私を含めて割と商工会と密に連携を取りながら、まあまあ満足のいく予算措置ができた、ただこれは課長も変わることもあるし町長も変わることもあるし担当が変わることもあって、その都度翻弄されるのは困るという話は割と厳しめに伝えられたところで、まさに今中島議員がご指摘あったことを商工会も私に強く要望したということもあって、そのためにぶれない指針ということもあってこの条例を策定して、方策というものを作って欲しいというお願いが中心であったということもここで申し添えておきたいと思うので、ご理解の程よろしくお願ひしたいと思う。

委員長：暫時休憩する。

【休憩 14：40】

【再開 14：44】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。

商工観光課長：言い方がうまく言えなかったということで、会議録に残すという言い方を前提で話をすると、この基本条例というタイプはいわゆる地方自治体、清水町が地域の中小企業を重視して、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定されるものだと思っていた、きれいに言うとそういうことである。そのためにこの条例があって、先ほど中島議員が言ったような振興方策があるという具合にご理解いただけるとありがたい。

中島委員：さっき商工会未加入という問題、前からちょっと気にしているけれども、この場であまり変な言い方できないので、未加入者の立場、環境、状況というのを商工会の幹部の方々知ってはいると思うけれども、知っていれば対応の仕方は私はあると思う。私はわずかの方からしか聞いていないが、聞いた話だと商工会に行くのが嫌だという話が出ている、未加入者で。その方に話して商品券使えるのか聞いたら、うちは入っていないから使えないと言われて、商工会入って使えるようになったら来やすいという話をしたのだけれど、その時に言ったのは商工会に行きたくない、上から言われてなんか私が悪いみたいに関心と、その話を聞いたものだから商工会としては未加入者の加入も大事だけれども、その辺も把握したうえで勧誘して一人でも多く、商品券を使える使えないというのを見た時に、商工会に入っていた方が多分使いやすいのだろうと思ったものだから、あえてこの機会にこういうものの中で解決する道筋を少しずつ模索してもらいたいと思う。

商工観光課長：商工会の方とも今のお話はしたいと思う、私共もどうしてもこういった話し

合いをする時に商工会の役員と言われている方と話をすることになる、商工会員も現在221名いるけれども、221名全てと話ができていないかと言うと、私もできていないということは認めざるを得ない。商工会員の中にもかなりの温度差があるということも私どもの耳に届いている。プラス中島議員がおっしゃったように商工会になんらかの事情で加入していないという方の話もたまに聞くことがある。そういった人たちのそれは感情的なものなのか経営的なものなのかというのは別にして、今ご指摘いただいたように私どもは商工会と共に町をつくっていくという方針を掲げているので、加入の促進についても色々と情報交換をしながら今の意見を伝えていきたいと思う。

委員長：他になければ、ここで説明員には退席願う。暫時休憩する。

【休憩 14：49】

【説明員退席 14：49】

【再開 14：49】

(2) 所管事務調査の申し出について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。それでは清水町中小企業・小規模企業振興基本条例について賛成反対を取りたいと思う。賛成の方挙手を願う。全員賛成ということで、それではそのような結論とする。そういうことで最終日に報告し採決する予定になる。それでは2番目、所管事務調査の申し出である。6月定例会までの所管事務調査について調査申し出事項を協議する。

議会事務局長（大尾 智）：今日もしまとまらないのであれば11日月曜日に再度やっていたく方法はあると思う。12日でもいいが12日に議運を予定しているので、できれば11日の終了後に再度ということはある、もし今日もちろん方向性出ればの話であるが11日でも結構である。

委員長：委員会の話し合いとしては、道外研修をいつ頃にして欲しいという意見も出しながらそれに沿って3月から6月までのものを決める方がいいということ。

深沼委員：まず行き先とかまだ完全に決まってないことがあるので、まずそこを決める、1回2泊になった部分もあるし、それが今どうなっているのかということもあるので、まずそこを決めてから時期をいつにするか、まだそのどういう内容でというのも決まっていない状態で時期をいつにするかと言っても、まずそこを決めないで。

中島委員：副議長が言った考え方もあるけれど、3月から6月の間に道外行かないということであれば、3月から6月の間の所管事務調査を申し出しないとならないから、そこだけに的を絞って、そして会議ある度に目的とか時期とかをその間で決めて行けばいいのではないか。道外のことまで内容を話し合うとまとまらないと思うので、まず3月から6月まで何かあればということで、11日まで考えを持っている人がいればその時に話してくださいという方法もあると思う。

鈴木委員：6月にやるのであれば3月のここで決めたものが、7月に行くとして4、5、6月で調査をやって、次に6月の定例では継続中になる、調査行ってそのうち我々が地元で調査したことと、向こうで調査したことを合わせてやって9月に報告というやり方になると私は思っていたけれども、ただ6月から9月の間は行かないということは、3月から6月の間は単発である。6月の定例では何かの調査報告をすることをやらなければならない。6月は10月にもしやるとしたら、その3ヶ月間でまちづくりとか地域おこしとかを反すうしながらそれプラス何かをやって、行って向こうにぶつけてくると、比較したりとかしてどうしたらうまくいくかということをやらなければならないから、2回分の定例会が6月にやったら9月は継続中だから報告なしになると思う。いつ行くかというのは、行くという事はうちの委員会で決まったわけだから、向こうの委員会がついてくるとかいうのは聞いているし、2泊3日なのか3泊4日なのかまだわからないけれど、それは申し訳ないが両委員会あるので、それは委員長、議長、副議長も含めて事務局と最終的にジャッジメントどうするか決めてほしい。行くとお互い決めているけれども、お互い勉強することは違うから、合同でやるとなれば合同の調査になるし、だったらそれは10月にやるのなら3月と6月は別に我々の調査を淡々とやっていくというのは、それはそれでも構わないし、その本体の道外研修を決めない限りはなかなか難しいと、ただ今回はもう関係なさそうなので、6月までに報告できる案件、今必要な案件を調査するというようにした方がベターだとベストではないけどそう思う。

議会事務局長：3月6月は単発でやっていただいて、事務局が考えてるのは10月以降相手方も9月議会終わって10月とか寒くなる前にというように勝手に思っていたところがあるので、今鈴木委員が言ったような形で、とりあえず3月から6月の間の部分は今までの委員会でやってきたような、何か調査項目を見つけられてやられてもいいというように思うし、合同で行くとか、改めて目的地とか泊数とか練り直ししなければならないところがあるので、その辺のことも考えると事務局としては秋以降の道外研修なのだろうというように勝手には思っている。

委員長：それでは今3月から6月については単発で一応決めて、6月から9月というのはまたあるから、そっちの方を道外研修と合わせたものにしていくということで、3月から6月は1つ課題を見つけて調査するというので、その調査をどういうものにしていくかということ。

只野委員：私は前から何度も言っているようにデジタルトランスフォーメーションのことに
ついて所管事務調査をしたいというように思っている。田村委員が今回3月議会で質問するので、それも受けてというところでいけば私は3月から6月の間にその事案がいいと思う。

田村委員：所管事務調査で調べたい、調べた方がいいと思ったのが、前回鈴木委員が言われていたけれども、ふるさと納税の事務の仕組みがまるっきり変わるので、その中身についてはプロポーザルで多分決まったのか決まるのか、どのように変わってどういう方向に進んでいくのかというのは町長も執行方針で言われていた中にもちよっと絡んでくると思ったので、柱となっている部分に絡むと思ったのでどこかで調べ

なければならぬと思っていた。

鈴木委員：叶うかどうか分からないけれども、今日は安ヶ平課長が骨折していたから、庁舎内全体を見て職員が前と違って心身体調ともに崩して休まれている方が結構な数になってきているというのも含めて、ここを調べるのはすごく難しいけれど、やっぱりストレスチェックを含めた役場のこれまでの対応と今後、職員は特に専門職を中心に人は集まらない時代になってきている。一般職はいるけれど本当に何が問題なんだろうと、役場は比較的他のところから見たらすごく働きやすい環境だと私は思っているけれども、その中でも色々なストレスを抱えたり、それは仕事なのか家庭なのかは別として、意外に多い状況になってきているというのは、その人が昔から比べたら弱いと言ってしまえばそれまでだけれども、でもそういう一言にはならないので、総務課はうちの所管であるから、今の現状の例えば職員教育も含めてどう進めているかということころは、今やりたくないけどやらなければならないと、時代とはこういうものかと思いつつ、毎回毎回できるものではないので、職場環境と今後、例えばそういうストレスのない庁内の関係を作ることによって、清水町は本当により理解して色々な人が例えば就職試験でも色々なところに入れるように、そういうところと、例えば今回東野さんが出産休暇を取っているけれども、育休の取得率にしてもうちの職場はどうなのだろうということ、例えば現場、保育所とか色々なところは女性が多いし若い人多いから、突然結婚してといった時に対応できているのかどうかということも含めて、就業状況、育休取得状況を含めた人に優しい職場づくりをしているかどうか、まとまらないけれどそんな感じを調べたいと思った。

中島委員：今鈴木委員が言われたこと私も興味あるのと、何を調査するかということは答え難いので、委員長、副委員長相談して他にあるのであれば他のことも含めてお任せしたいと、この場では答え出せないような気がする。どこまで入り込んでいいのか分からないので調査事項について一任したいと思うがいかがか。

委員長：今出たのが只野委員からDXについて、田村委員からふるさと納税の事務仕組み、それと鈴木委員からの健康管理と労務管理の3つが出ていたけれども、後ほど委員長、副委員長で考えることにする。

議会事務局長：再度の委員会はなくてよろしいか。それまでに決めて11日にもう一度委員会をやることでよいか。

(3) その他

委員長：それでは副委員長と話し合っただけで決める。11日に委員会で報告する。その他なければ以上で総務産業常任委員会を終了する。

【終了 15:24】